

「ミネラルウォーターに関する税」の枠組み(1)

課税目的	水源かん養に係る施策に要する費用に充てることを目的とする
課税客体	①ミネラルウォーターとして販売することを目的として、県内で地下水を採取する行為 ②ミネラルウォーターの原料として供給することを目的として、県内で地下水を採取する行為
納税義務者	課税客体となる行為を行う者

「ミネラルウォーターに関する税」の枠組み(2)

課税標準	①県内で採取した地下水を原料として生産したミネラルウォーターの生産量 ②県内で採取した地下水をミネラルウォーターの原料として供給をした場合の当該供給をした地下水の量
税率	課税標準 1ℓ当たり0.5円
免税点	設定しない
徴収方法	申告納付

「ミネラルウォーターに関する税」の枠組み(3)

徴収猶予	3年以上連続して所得がない事業者(納税義務者)について、事業者の申請に基づき、3年以内の期間を限り、税の全部又は一部の徴収を猶予
税収の規模	2億6千5百万円程度 (税収の2分1を市町村に交付)
税収の用途	○水源かん養に係る事業 ○市町村交付金事業(水源地所在市町村)
存続期間	5年を目途として必要な見直しを行う

導入に当たっての法的課題

租税原則への適応

- 1 公平の原則
- 2 中立の原則
- 3 簡素の原則

1 公平の原則

様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力（担税力）に応じて負担を分かち合うこと。

- 採取した水そのものを販売して利益を得るような事業活動は、他の事業活動とは異なり、通常の受益の範囲を超えた**特別の受益**を得ているものと考えられる。
- **受益者負担**の考え方から、特別の受益を得ているミネラルウォーター事業者に対して一定の負担を求めることは、課税の公平性に反するものではない。

2 中立の原則

税制が、個人や企業の経済活動における自由をできるだけ阻害しないようにすること。

- 税の小売価格に占める割合は1%以下。
- 個人や企業の自由な選択を阻害したり、経済活動に対して歪みを与えるといった影響は非常に小さいものと考えられる。

3 簡素の原則

税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとする。

- 本税は、1戸当たり0.5円の一定税率とし、申告納付の方法により徴収する。
- 税制の仕組みとしては非常に簡素

法定外目的税の不同意事由との関係

●法定外目的税の創設又は変更にあたっては、総務大臣の同意が必要。同意に際しての消極的要件は、次のとおり。

- 1 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 2 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 3 国の経済施策に照らして適当でないこと。

県政モニターアンケート調査(第1回)の概要

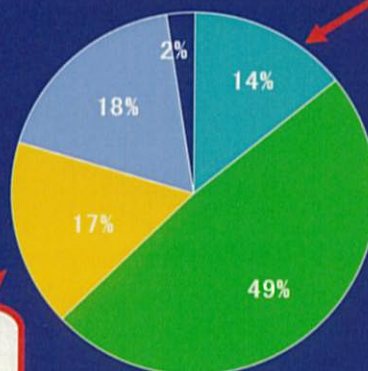
- 調査期間:平成15年9月24日～10月7日
- 調査対象:県政モニター465人
- 回答数:418人(回収率89.9%)
- 調査方法:郵送及びe-mailによる調査票の配布・回収方式

回答者の性別	人数	割合
男	210人	50%
女	208人	50%
計	418人	100%

● 県政モニターアンケート調査(第1回)

ミネラルウォーター税(仮称)の導入について

- 賛成である
- 税負担の程度にもよるが、賛成である
- 反対である
- どちらともいえない
- その他



**賛成
63%**

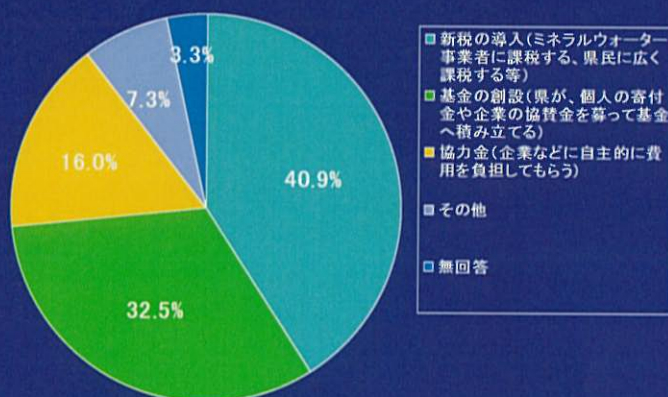
**反対
17%**

県政モニターアンケート調査(第2回)の概要

- 調査期間:平成16年12月3日～12月28日
- 調査対象:県政モニター472人
- 回答数:369人(回収率78.2%)
- 調査方法:郵送及びe-mailによる調査票の配布・回収方式

回答者の性別	人数	割合
男	212人	57.5%
女	156人	42.3%
無回答	1人	0.3%
計	369人	100%

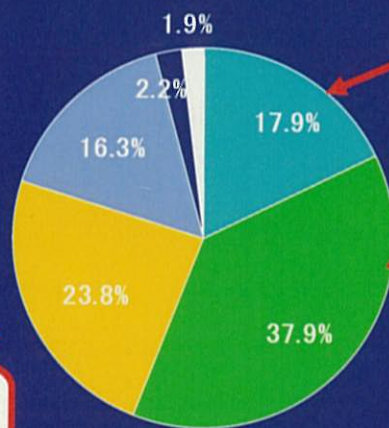
●県政モニターアンケート調査(第2回) 費用負担のあり方について



● 県政モニターアンケート調査(第2回)

ミネラルウォーター税(仮称)の導入について

- 賛成である
- 税負担の程度にもよるが、賛成である
- 反対である
- どちらともいえない
- その他



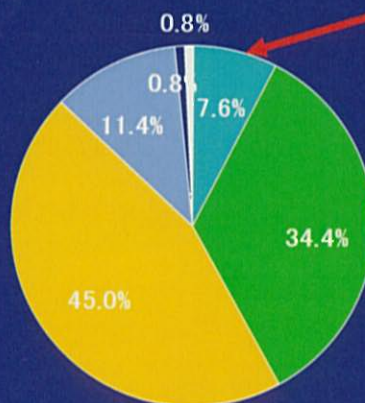
賛成
55.8%

反対
23.8%

● 県政モニターアンケート調査(第2回)

県民税均等割上乘せ課税の導入について

- 賛成である
- 税負担の程度にもよるが、賛成である
- 反対である
- どちらともいえない
- その他



賛成
42.0%

反対
45.0%